

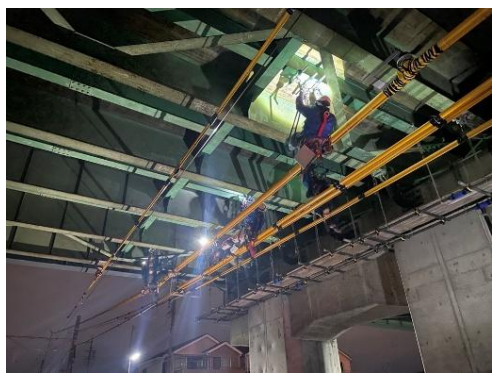
常設足場の設置によるメンテナビリティの確保

- 橋梁の点検・修繕時には、桁下部分へのアプローチとして、仮設足場や橋梁点検車等の設備が必要
- 特に跨線橋においては、**鉄道事業者との協議**や**制限時間内(き電停止～始発前)での作業**が必要となる
- 常設足場の設置により、**常時点検・作業が可能な空間が形成**され、メンテナビリティが確保される

■ 跨線橋の点検・修繕(イメージ)



○ 跨線橋の点検・修繕は、き電停止中の夜間作業となる

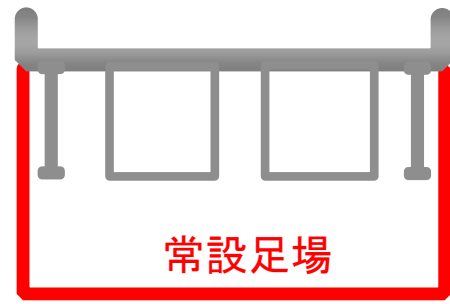


○ 軌陸車やロープアクセスによる点検が実施されている

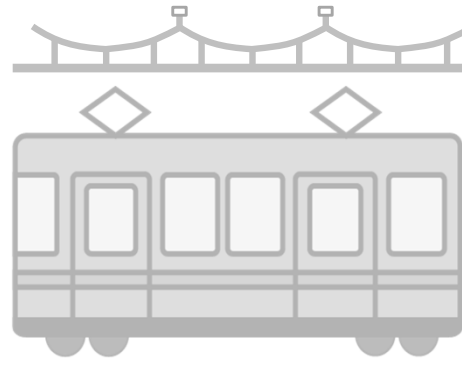
■ 常設足場の設置事例



■ 常設足場設置によるメンテナビリティの確保



- **常時**、点検・作業が可能な空間を確保(き電停止不要)
- 鉄道事業者への**協議が不要**
- 均一な床面の形成により、**安全で快適な作業**が可能



- その他の効果
 - ・ 密閉構造により桁全体を覆うため、塩害が受けにくくなり、**鋼橋自体の長寿命化**に寄与
 - ・ 剥落コンクリートによる**第三者被害の防止**
 - ・ 高架下で発生した火災から、**橋桁の損傷を防ぐ**

■ 踏切道改良計画事業補助

- 跨線橋を設置する場合は、常設足場の設置を検討すること
- 検討の結果、設置の優位性が確認された場合は、補助対象